

○タッチ決済乗車取扱規則

制定 2026年3月25日

第1編 総則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、相模鉄道株式会社（以下「当社」という。）における、識別番号が記録されたクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカード（以下「カード」という。）及び携帯情報端末等に搭載しているカード機能（以下「決済媒体」という。）のタッチ決済を使用した乗車（以下「タッチ決済乗車」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 タッチ決済乗車による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

- この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則及び決済媒体発行事業者が定める規程等の定めるところによる。
- この規則及びこれに基づいて定められた事項は、旅客に予告なく変更できるものとする。
- この規則が改定された場合、以後のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- 「決済媒体」とは、タッチ決済で乗車を行うことができるカード（クレジットカード・デビットカード・プリペイドカードをいう。）またはカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器のことをいう。
- 「タッチ決済乗車」とは、提携する事業者が運用するサーバー上のクラウド型交通乗車システムの機能を利用した電子式証票の入出場情報による乗車のことをいう。
- 「都度利用」とは、決済媒体を利用したタッチ決済乗車のうち、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用するものをいう。

- (5) 「発行事業者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する事業者およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している事業者をいう。
- (6) 「提携事業者」とは、タッチ決済乗車システムのWebサイトを管理する事業者であるQUADRAC株式会社をいう。
- (7) 「対応改札機」とは、決済媒体を用いて改札を行う機器等をいう。
- (8) 「他社線」とは、当社以外の鉄道事業者の路線をいう。
- (9) 「相互利用社局」とは、当社とタッチ決済乗車について、共通の決済システムを用い相互に旅客運送を行う鉄道事業者をいう。
- (10) 「相互利用社局線」とは、相互利用社局の路線をいう。

(禁止事項)

第4条 利用者は、偽造・変造または不正に作成された決済媒体を使用して乗車することはできない。

(制限または停止)

第5条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため等、当社が必要であると認めたときは、タッチ決済乗車による乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限または停止をすることがある。

- 2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅または当社ホームページ等に掲示する。
- 3 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

(利用履歴の確認)

第6条 旅客は、提携事業者が管理するWebサイト「Q-moveポータルサイト」に会員登録することで、乗車日、利用区間、乗車運賃等の利用履歴を確認することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、用した日から起算して365日を経過した利用履歴及び提携事業者に起因する特別な事情がある場合の利用履歴を確認することはできない。

(決済方法及び決済手段)

第7条 都度利用による旅客運賃の決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行事業者の定めるところによる。

- 2 都度利用に使用できる決済媒体のブランドは、VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、DISCOVERおよび中国銀聯とする。

- 3 都度利用により発生した運賃は、1日単位で集計する。
- 4 都度利用により発生した運賃は、旅客が利用した決済媒体の発行事業者が当社に立替払いをするものとし、当該発行事業者は、都度利用した旅客に対して、運賃相当額の債権を取得するものとする。
- 5 発行事業者から旅客に対する請求方法については、当該発行事業者が別に定めるところによる。

(免責事項)

第8条 決済媒体において、発行事業者に起因する旅客の損害または発行事業者のサービス機能にかかる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 この規則に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 旅客が決済媒体のうち、携帯情報端末等を使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害及び回線障害等が起因した損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 決済媒体の利用時における携帯情報端末等の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(契約の成立時期及び適用規定)

第9条 都度利用に関する旅客運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機による改札を受けたときに旅客と当社との間において成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法)

第10条 旅客がタッチ決済乗車により、駅相互間を乗車するときの決済媒体の使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 決済媒体を使用して乗車するときは、対応改札機による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。
- (2) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することはできない。
- (3) 携帯情報端末等の故障、電池切れ、通信障害等の旅客の都合により、決済媒体が使用できない場合、タッチ決済乗車は無効として取り扱い、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払う

ものとする。

- (4) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取り扱う。なお、決済媒体の紛失に対し、当社は責めを負わない。

(制限事項)

第 11 条 都度利用による乗車に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、利用することができない。

- (1) 1回の乗車につき、複数の決済媒体（カードと当該カード情報を紐づけた携帯情報端末等を含む。）を同時に使用すること。
- (2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) 決済媒体と他の乗車券及び乗車証等を併用すること。
- (4) 対応改札機の故障、停電またはシステム障害等により取扱いができないとき。
- (5) 決済媒体の有効期限終了または利用可能額超過等により、発行事業者の使用制限または停止措置を受け、使用できない状態になったとき。
- (6) 旅客が出場時に対応改札機で運賃の支払いができない経路を乗車したとき。
- (7) 決済媒体に登録された名義人本人以外が使用したとき。
- (8) 当社線から他社線に改札を受けることなく連続して乗車したとき。ただし、相互利用社局線については、この限りではない。

(取扱区間)

第 12 条 当社において都度利用で乗車できる区間は、全線とする。

- 2 当社と相互利用社局線の対応改札機設置駅相互間の都度利用については、第 23 条の規定による。

(旅客の同意)

第 13 条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものであるとする。

第 2 章 運賃

(運賃)

第 14 条 都度利用で乗車した場合の運賃は、旅客営業規則第 77 条に定める大人普通旅客運賃と旅客営業規則第 131 条に定める鉄道駅バリアフリー料金を合わせ收受し、当該入場駅・出場駅相互間の最

も低廉となる運賃計算で算出する。なお、小児用の設定はないものとする。

(割引運賃)

第 15 条 旅客は都度利用について、東京地下鉄線と都営地下鉄線との連絡特殊割引に限り、旅客運賃の割引を請求することができる。

第 3 章 効力

(効力)

第 16 条 都度利用による乗車は第 10 条の規定により、効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 片道 1 回の乗車に限り有効とする。
- (2) 1 つの決済媒体につき、同時に 1 人のみ入場処理を行うことができる。
- (3) 入場処理された決済媒体は、出場処理が完了するまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- (4) 都度利用は入場処理を行った当日限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第 17 条 旅客が次の各号に該当するときは、当該タッチ決済乗車は無効として取扱い、当該旅客の乗車区からの乗車区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (3) 偽造、変造または不正に作成された決済媒体を使用した場合
- (4) この規則に基づかず決済媒体を使用した場合
- (5) その他不正乗車的手段として決済媒体を使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 18 条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則第 266 条の規定を準用して計算する。

第 4 章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第 19 条 旅客は、決済媒体で対応改札機により入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間の普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅の最低運賃相当額を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(入場処理未了時の取扱い)

第 20 条 旅客は、対応改札機による改札を受けずに入場し、入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、当該降車駅から最遠区間の普通旅客運賃及び第 17 条に規定する増運賃を現金等の方法で支払わなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意が無いと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車駅に対する入場処理を行い、その後当該出場駅の出場処理を行うものとする。

- 2 前項の規定により取り扱う場合で当該入場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払うものとする。

(出場処理未了時の取扱い)

第 21 条 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、当該媒体に記録された乗車駅から最遠区間の普通旅客運賃及び第 17 条に規定する増運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意が無いと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車区間に対する出場処理を行うものとする。

- 2 前項の規定により取り扱う場合で当該出場処理ができないときは、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第 22 条 旅客は、決済媒体で入場後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができる。

- (1) 無賃送還
- (2) 任意による旅行中止

- 2 前項第 1 号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、当該決済媒体の発駅情報の消去処理を受けるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から下車駅までの普通旅客運賃を下車駅において当該決済媒体から収受する。
- 4 第1項第2号の取扱いを選択した旅客については、発駅から途中下車駅までの普通旅客運賃を途中下車駅において当該決済媒体から収受する。
- 5 第3項および第4項による下車駅が、第12条に規定する駅以外であるときは、第20条の規定を準用する。

第3編 他社線

(他社線への都度利用及び乗り継ぐ場合の取扱い)

第23条 第3条第8号に規定する相互利用社局の路線の取扱い区間を連続して乗車する場合に限り、都度利用の取扱いを行うものとする。

- 2 前項に定める相互利用社局は次の鉄道事業者をいう。

小田急電鉄株式会社
株式会社小田急箱根
京王電鉄株式会社
京浜急行電鉄株式会社
西武鉄道株式会社
東急電鉄株式会社
東京地下鉄株式会社
東京都交通局
東武鉄道株式会社
横浜高速鉄道株式会社

- 3 第9条、第10条、第11条第1項第1号、第3号及び第8号、第13条、第16条、第17条、第18条、第20条並びに第21条の規定は、当社線と前項の相互利用社局線とを連続して乗車する場合にも準用する。

(他社線内の取扱い)

第24条 当社線と、前条に定める相互利用社局線の取扱区間内を乗り継いで乗車するときの相互利用社局線内におけるタッチ決済乗車による取扱いについては、当該鉄道事業者の定めるところによる。

(他社線に乗り継ぐ場合の運賃)

第 25 条 当社線と第 23 条に定める相互利用社局線の取扱区間内を連続して乗車する場合の運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を計算することがある。
- 3 相互利用社局が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該鉄道事業者がタッチ決済規則に定める割引運賃を適用する。

(複数の他社線に乗り継ぐ場合の効力)

第 26 条 相互利用社局線との接続駅において改札を受けることなく乗り継ぐ場合の効力は、第 16 条を準用する。

- 2 相互利用社局以外の事業者の路線に、接続駅において改札を受けることなく乗り継ぐ場合は、タッチ決済乗車は無効とする。この場合、旅客は、次の各号のとおり運賃を支払い、決済媒体への処理を受けなければならない。
 - (1) 旅客は、当該事業者との接続駅から、実乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払わなければならない。
 - (2) 旅客は、相互利用社局線内の実乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払わなければならない。
 - (3) 旅客は、前号の旅客運賃收受の際、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。
- 3 相互利用社局線に乗り継ぐ場合であっても、対応改札機未設置駅において出場するときは、タッチ決済乗車は無効とする。この場合、旅客は、次の各号のとおり運賃を支払い、決済媒体への処理を受けなければならない。
 - (1) 旅客は、相互利用社局線内の実乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払わなければならない。
 - (2) 旅客は、対応改札機未設置駅において、出場処理が未了の決済媒体を提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

附 則

この規則は、2026 年 3 月 25 日から施行する。